



# 宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 3 月 21 日 (木 曜 日) 第 493 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… (国民健康保険課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (3件) …………… ( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事

頁

- 業所)の廃止…………… (福祉保健課) 3
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 3
- 宮崎県日向灘沿岸延岡港東海地区港湾隣接地域の廃止…………… (港湾課) 3

### 訓 令

○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 3

### 公 告

○公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 4

### 正 誤

○令和6年3月4日付け県公報 (第 488号) 中…………… 4

## 規 則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第9号

#### 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則 (平成20年宮崎県規則第33号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記 様式第1号 (第2条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長 印	別記 様式第1号 (第2条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長
様式第2号 (第6条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長 印	様式第2号 (第6条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長
[略] 交付申請額 円	[略] 1 交付申請額 円 2 本件担当者氏名等 担当者氏名 電話番号 電子メール
様式第4号 (第7条、第9条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長 印	様式第4号 (第7条、第9条関係) [略] 宮崎県後期高齢者医療広域連合長 担当者 連絡先
[略] 様式第5号 (第8条関係)	[略] 様式第5号 (第8条関係)

<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>[略]</p> <p>借入申請額 <span style="float: right;">円</span></p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>[略]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長</p> <p>[略]</p> <p>1 借入申請額 <span style="float: right;">円</span></p> <p>2 本件担当者氏名等</p> <p style="padding-left: 20px;">担当者氏名</p> <p style="padding-left: 20px;">電話番号</p> <p style="padding-left: 20px;">電子メール</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長</p> <p>[略]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 本件担当者氏名等</p> <p style="padding-left: 20px;">担当者氏名</p> <p style="padding-left: 20px;">電話番号</p> <p style="padding-left: 20px;">電子メール</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県後期高齢者医療広域連合長</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 165号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	廃止年月日
上利 拓哉 てるはの杜整骨院	東諸県郡綾町大字北俣 428-1	令和6年1月8日

**宮崎県告示第 166号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 つわぶき	都城市鷹尾3丁目 19街区2号	ヘルパー ステーション つわぶき	都城市鷹尾3丁目 19街区2号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上東町1街区12号 2	都城市鷹尾3丁目19街区 2号	令和5年 8月1日

**宮崎県告示第 167号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 水ノ月	西諸県郡高原町大 字西麓 886番地 2	株式会社 水ノ月 訪問看護 ステーシ ョンみな づき	西諸県郡高原町大 字西麓 886番地 2

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
西諸県郡高原町大字西麓 88番地	西諸県郡高原町大字西麓 886番地 2	令和 5 年 12月14日

## 宮崎県告示第 168号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人そう あい	小林市北西方 937 － 8	特別養護 老人ホー ム美穂の 里	小林市北西方 937 － 8

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
小林市須木下田1152番地	小林市北西方 937－ 8	令和 6 年 2月 1 日

## 宮崎県告示第 169号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ア クティブ ロンティ ア	鹿児島県志 布志市松山 町尾野見 4 97番地	訪問看護ス テーション 福ちゃん	都城市梅北 町9438番地 1	令和 5 年 11月 1 日
株式会社ゆ う	日向市大字 財光寺1158 － 7	かかりつけ 訪問看護ス テーション ふた葉	日向市江良 町 4 丁目81	令和 6 年 2月29日

## 宮崎県告示第 170号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 6 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日南市立中部病院	日南市大堂津 5 丁目10番 1 号

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和 6 年 3 月 26 日から令和 9 年 3 月 25 日まで

## 宮崎県告示第 171号

昭和39年宮崎県告示第 217号で指定した宮崎県日向灘沿岸延岡港東海地区港湾隣接地域は、廃止する。

令和 6 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓 令

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 3 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第 2 号

本 庁  
各 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程（昭和44年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(基礎研修) 第4条 [略] 2 基礎研修は、次のとおり区分する。 (1)～(8) [略] (9) <u>再任用職員研修</u>	(基礎研修) 第4条 [略] 2 基礎研修は、次のとおり区分する。 (1)～(8) [略] (9) <u>定年延長等職員研修</u>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市高木町、太郎坊町
- 3 作業期間  
令和6年3月8日から令和6年6月30日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、小林市長から次のとおり通知があった。

令和6年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町
- 3 作業期間  
令和6年2月26日から令和6年8月30日まで

正 誤

令和6年3月4日付け県公報（第 488号）中

ページ	段	行	誤	正
4	右	45	県道	国道